

尾道税務署～スマホを利用した確定申告のご案内

【ご自宅からスマホで確定申告(e-Tax)ができます！】

すでに85%以上の方が、確定申告会場に来場せずに確定申告しています。ご自宅から申告できるe-Taxをぜひご利用ください。マイナポータル連携で控除証明書等のデータが自動入力できます。

<e-Taxに必要なもの>

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカード読取対応のスマホ
- ・マイナンバーカードのパスワード(2種類)
 - ①署名用電子証明書用(英数字6～16文字)
 - ②利用者証明用電子証明書用(数字4桁)

【確定申告の相談】

■尾道税務署
 日 2月17日(月)～3月17日(月)※土・日・祝日を除く。
 8:30～16:00(相談時間は9:00～17:00)
 ・相談会場への入場には「入場整理券」が必要です。
 ※上記<e-Taxに必要なもの>をご準備の上、ご来場ください。
 ・「入場整理券」は各相談会場で当日配付しますが、2月17日(月)相談分以降は国税庁公式LINEによるオンラインでの事前発行も可能です。
 ※2月上旬運用開始予定。
 ・入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。
 ・相談会場では、ご自身でのスマホ操作による申告書の作成をお願いします。

【国税の納付はキャッシュレスが便利です】

- 振替納税
 - ①所得税・消費税の口座振替の依頼書の提出(書面提出・初回のみ)
 - ②確定申告
 - ③口座引落しで納付
 - ・事前に届け出た預貯金口座からの引き落としで納付できます。
 - ・振替依頼書はスマホからオンラインでも提出できます。
 - ※個人の申告所得税・消費税(期限内申告)に限ります。



作成コーナー



▲マイナポータル連携



▲振替納税

日曜にも受け取れます
マイナンバーカード



- マイナンバーカード(個人番号カード)の交付案内が届いた人
- 日 1月26日(日) 8:30～12:00
次は2月9日(日)です。
- 本庁市民課のみ
 ※市民課以外の各支所が交付場所になっている人は、交付日の4日前までに交付場所変更の連絡をしてください。
- マイナンバーカード交付通知書兼照会書(交付案内に同封)
 - ・本人確認書類(交付案内参照)
 - ・通知カード(回収します)
 - ・住民基本台帳カード(回収します・お持ちの人のみ)
- 市民課(☎0848-38-9166)

水道管にも防寒対策をしましょう

寒さが厳しくなると、水道管が凍結して水が出なくなることがあります。宅内の水道管が破裂した場合、修理費用は自己負担となりますので、早めの防寒対策を行いましょう。

- 凍結を防ぐには
 市販の保温材や毛布・布などで水道管を覆い、ビニールテープを巻くなどの方法が有効です。
 覆った毛布や布が濡れると逆効果になるので、さらに上からビニールなどをかぶせてください。
- 凍結して水が出ない時には
 蛇口にタオルなどを巻き、ぬるま湯をかけてゆっくりと溶かす方法が有効です。
- 水道管が破裂した場合には
 水道メーターのそばにある元栓(止水栓)を閉め、最寄りの尾道市指定給水装置工事事業者へ連絡してください。指定給水装置工事事業者については、お問い合わせいただくか、市HPでご確認ください。
- 上下水道局経営総務課
 (☎0848-37-8700)
 上下水道局因島瀬戸田営業所
 (☎0845-22-0499)

凍結防止剤の散布にご協力ください

■市道の路面凍結時の対応
 主要な市道で凍結の恐れがある所に「凍結防止剤」を設置しています。必要に応じてご自由にお使いください。
 また、地域の生活道路(公道)に「凍結防止剤」を散布したい場合は、次表の担当部署まで取りに来て下さい。(休日等も対応します)
 ※路面凍結に備えて、冬用タイヤを装着しタイヤチェーンを携行しましょう。

■凍結防止剤の取扱い
【散布場所】市道・里道(私有地・農地には散布しないでください。)
【散布効果】
 降雪前散布 ・路面上の水分の凍結防止
 降雪後散布 ・圧雪と舗装面との接着を弱める
 ・薄く積もった新雪、薄い氷膜を融解
 ・押し固められた雪を融解

■【散布量】気温や積雪量、雪質等により大きく異なりますが、1㎡当たり40～100g程度が目安です。(一握りが30g程度)※1袋で約350㎡散布できます。

■【保管】
 吸湿を防止するため次の注意が必要です。
 ・高温にならない場所・湿気の少ない場所に保管して下さい。
 ・開封後長時間保管する場合は、容器を密閉して下さい。

■【取扱い上の注意】
 ・皮膚に触れないよう防護手袋を着

用して下さい。万一皮膚に触れた場合は、水で洗い流して下さい。
 ・目に入らないよう防護眼鏡等を着用して下さい。万一目に入った場合には、よく水で洗い流し、専門医の診察を受けてください。
 ・金属を錆びさせる可能性がありますので、付着した場合は水で良く洗い流して下さい。
 ・直接植物にかけると、枯死させる可能性があります。
 ・コンクリートの剥離やひび割れの一因となることがあります。

地区	担当課	問い合わせ先
下記以外の地区	市役所本庁 維持修繕課	☎0848-38-9225
御調町	御調支所 まちおこし課	☎0848-76-2922
因島各町	因島総合支所 施設管理課	☎0845-26-6203
瀬戸田町	瀬戸田支所 しまおこし課	☎0845-27-2213

確定申告等で障害者控除を受けられる場合があります

身体や精神に障害のある65歳以上の人で、身体障害者手帳などを持っていない場合でも、その程度が身体・精神・知的障害者認定基準に準じていれば、市長の認定により、所得税や住民税の障害者控除を受けることができます。認定書の交付には日数を要しますので、余裕をもって申請して下さい。
 ※要介護認定を受けていない場合は、所定の診断書(有料)が必要です。

■控除額
 障害者控除 所得税27万円、住民税26万円
 特別障害者控除 所得税40万円、住民税30万円

■因島高齢者福祉課
 (☎0848-38-9118)

金曜日は午後7時まで市民課関係窓口を時間延長します

- 本庁市民課、因島総合支所市民生活課
- 各種証明書(戸籍・住民票・印鑑証明・所得証明)の発行、パスポートの受け取りなど
 ※住所変更、パスポートの申請はできません。
- 市民課(☎0848-38-9102)
 因島総合支所市民生活課
 (☎0845-26-6208)
 ※所得に関する証明については、事前に担当課へご確認ください。
- 収納課(☎0848-38-9172)
 因島瀬戸田市民税係
 (☎0845-26-6227)

手話通訳者が窓口でお手伝いします

- 日 1月21日(火)、2月18日(火) 9:00～12:00
 手話通訳が必要な人は社会福祉課窓口へお越しください。
 市役所本庁での手続きなどをお手伝いします。
 ※来庁時間が分かる場合は事前にお知らせください。
- 社会福祉課
 (☎0848-38-9125・FAX 0848-38-9206)
- s-fukusi@city.onomichi.hiroshima.jp

低未利用土地等を有償譲渡した場合の税の特例措置

有償で譲渡した低未利用土地等(空き地・空き家等)が宅地や店舗等として活用される場合、所得税及び個人住民税の長期譲渡所得(所得上限あり)から100万円の控除を受けることができます。本特例措置の適用を受けるためには、確定申告において市が交付する「低未利用土地等確認書」が必要です。
 申請から確認書の発行までに約1週間程度かかりますので、早めに申請してください。

■まちづくり推進課
 (☎0848-38-9223)

空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除

空き家の相続開始日から3年を経過する年の12月31日までに、家屋が取壊後の土地を売却し、一定の要件を満たす場合、譲渡所得から3,000万円の特別控除を受けることができます。
 本特例措置の適用を受けるためには、市が交付する「被相続人居住用家屋等確認書」が必要です。申請から確認書の発行までに1週間程度かかりますので、早めに申請してください。

■まちづくり推進課
 (☎0848-38-9347)

マイナンバーカードの特急発行が始まりました

マイナンバーカードは、申請から受取まで約1カ月かかりますが、速やかなカード交付が必要な方に対応するため、令和6年12月2日から特急発行が始まりました。特急発行は、原則1週間程度でご自宅へ簡易書留郵便で送付します。※顔認証カードを希望する場合等、市役所での受取となることもありますので、事前にお問い合わせ下さい。
 ※1歳未満の人は顔写真なしカードとなります。

- 1歳未満の人※出生届と同時に申請できます。
 - ・国外からの転入後、転入届をした人
 - ・マイナンバーカードを紛失した旨を届け出た人
 - ・転入や出生等以外の理由(無戸籍等)で新たに住民票に記載された人
 - ・新たに住民票に記載された中長期在留者等
 - ・マイナンバーか住民票コードの変更によりマイナンバーカードが失効した人
 - ・マイナンバーカードの再交付を希望する人(焼失、著しく損傷、磁気不良等)
 - ・追記欄の余白がなくなったことにより手続きができなくなった人
 - ・刑事施設等に収容されていた人

※詳しくは市HPをご覧ください。
 ■市民課(☎0848-38-9166)

身近なところから
ゼロカーボン
 series 11

■環境政策課(☎0848-38-9434)

COOL CHOICE できるだけ1回で受け取りませんかキャンペーン

宅配便の取扱個数は急伸しており、令和5年度は約50億個にのぼり、そのうち約10.4%が再配達となっています。(再配達のトラックから排出されるCO₂は年間およそ25.4万トン(令和2年度国土交通省試算))

■【宅配利用者ができる取組】
 荷物の再配達はCO₂排出量の増加やドライバーの負担増に繋がります。
 (1)受取時間指定サービスの活用:確実に受け取れる時間帯を指定する。
 (2)置き配指定:「宅配ボックス」や「置き配袋」を活用し、在宅・不在に関わらず荷物を受け取ることができる。応対もサイン不要で、配達完了は写真で確認できる。
 (3)コンビニや事業所での受取:ネット通販などで注文した荷物を、全国のコンビニや宅配便の営業所で受け取ることができる。
 (4)宅配ロッカーの活用:時間を気にせず受け取ることができる。

■【宅配業者のその他の取組】
 ・会員登録による受取日時や場所の変更をスマホやwebで確認できる。
 ・公式アプリで荷物の配達状況等を確認できる。



【できるだけ1回で受け取りませんかキャンペーン】

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。日日時期間 場場所 日申込方法 申込先 問い合わせ先 対象 内容 電話 定員 料金 持ち物 電子メール 締切 ホームページ

くらしの窓

健康・福祉

子育て

スポーツ

芸術・文化

情報・ラルト

相談